

秋田市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月23日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションにじいろ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	令和6年8月1日
訪問看護ステーションデューン秋田南	秋田市御所野湯本五丁目1番12号 ヨコウンエステート秋田B棟1階103号室	令和6年8月1日